

文書番号	特養-82
版番号	2 版
発効日	2025.3.1
改正日	2025.5.1

# 美吉野ごゆるり園

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業)

## 運営規程

社会福祉法人綜合施設

美吉野園

承認	確認	作成

第1章	事業の目的と運営方針.....	3
(事業の目的) .....		3
(運営の方針) .....		3
(事業の運営) .....		3
(事業所の名称等) .....		3
第2章	従業者の職種、員数及び職務の内容.....	4
(従業者の職種、員数及び職務内容) .....		4
第3章	営業日及び営業時間と定員.....	4
(営業日及び営業時間) .....		4
(登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員) .....		4
第4章	設備及び備品等.....	5
(食堂) .....		5
(その他の設備) .....		5
第5章	同意と契約 .....	5
(内容及び手続きの説明並びに同意及び契約) .....		5
(受給資格等の確認) .....		5
第6章	サービスの提供.....	5
(指定看護小規模多機能型居宅介護の内容) .....		5
(介護計画の作成) .....		6
(短期利用居宅介護) .....		6
(サービスの取り扱い方針) .....		6
(通常の事業の実施地域) .....		7
(利用料及びその他の費用) .....		7
(利用料の変更等) .....		8
第7章	留意事項 .....	8
(サービス利用に当たっての留意事項) .....		8
(食事) .....		8
(喫煙) .....		8
(飲酒) .....		8
(衛生保持) .....		8
(禁止行為) .....		8
(利用者に関する市町村への通知) .....		8
第8章	従事者の服務規程と質の確保.....	9
(従事者の服務規程) .....		9
(衛生管理) .....		9
(従事者の質の確保) .....		9
(個人情報の保護) .....		9
(差別解消について) .....		9
(身体拘束) .....		10
(ハラスメント対策の強化) .....		10
(虐待防止に関する事項) .....		10
第9章	緊急時、非常時の対応.....	10
(緊急時の対応) .....		10
(事故発生時の対応) .....		11
(非常災害対策) .....		11
(業務継続計画の策定等) .....		11
第10章	その他 .....	11
(地域との連携) .....		11
(勤務体制等) .....		12
(記録の整備) .....		12
(苦情処理) .....		12
(掲示) .....		12
(協力医療機関等) .....		12
(定めのない事項) .....		12
利用料金別表（R 7.3.1 現在） .....		14
・ 介護保険対象サービスに関する利用料金 .....		14
・ 介護保険対象外サービスに関する利用料金 .....		28

## 第1章 事業の目的と運営方針

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人綜合施設美吉野園が開設する、社会福祉法人綜合施設美吉野園（美吉野ごゆるり園）（以下「事業所」という。）が行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下「従業者」という。）が要介護状態と認定された利用者（以下、「利用者」という）に対し利用者の立場に立った適切な指定看護小規模多機能型居宅介護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、その療養生活を支援し、心身昨日の維持回復を図るものとする。さらに、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、事業所内において、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、主治医、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する。
- 6 事業所は、指定看護小規模多機能型居宅介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を利用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行う。
- 8 前7項のほか、「大淀町指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業に人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成25年3月19日（令和6年4月1日）大淀町条例第8号第14項）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業の運営)

第3条 事業の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

### (事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。  
(1) 名称 社会福祉法人綜合施設美吉野園（美吉野ごゆるり園）  
(2) 所在地 奈良県吉野郡大淀町下渕629番地

## 第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定看護小規模多機能型居宅介護の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員 1名（兼務）

介護支援専門員は、適切なサービスが提供されるよう居宅サービス計画及び指定看護小規模多機能型居宅介護計画（以下「介護計画」という）を作成するとともに、指定看護小規模多機能型居宅介護の利用に関する市町村への届出及び連携する医療機関等との連絡・調整を行う。

- (3) 介護職員 3.5名以上

介護職員は、利用者の健康管理及び能力に応じ、自立した生活が出来るよう介護計画に基づき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる。

- (4) 看護職員 2.5名以上（常勤換算）

看護職員は、通いサービスでの看護サービス及び主治医の指示の基に作成された介護計画の看護サービスの提供、指定看護小規模多機能型居宅介護計画報告書の作成、主治医への報告、連携を図る。

## 第3章 営業日及び営業時間と定員

### (営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 1年を通じて毎日営業する。

- (2) 営業時間は 24 時間とする。

- (3) サービス提供基本時間は以下のとおりとする。

通いサービス 9時00分から17時00分まで

宿泊サービス 17時00分から9時00分まで

訪問サービス 17時00分までとする。但し営業時間の他、電話による24時間常時連絡が可能な体制とし、ご利用者の要請に基づき、営業時間外の対応を行う。

### (登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員)

第7条 事業所の登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員は次のとおりとする。

- (1) 登録定員 29名

- (2) 通い定員 18名

- (3) 宿泊定員 7名

## 第4章 設備及び備品等

### (食堂)

第8条 事業者は、利用者の全員が利用できる充分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・いす・箸や食器類を備えている。

### (その他の設備)

第9条 事業者は、その他に静養室及び事務所を設けるほか、消防設備その他の災害に際して必要な設備並びにサービスの提供に必要なその他の設備及び備品を備える。

## 第5章 同意と契約

### (内容及び手続きの説明並びに同意及び契約)

第10条 事業者は、サービスの提供の開始に際しては、予め利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について文章により利用申込者の同意を得た上で契約書を締結する。

### (受給資格等の確認)

第11条 事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができる。

## 第6章 サービスの提供

### (指定看護小規模多機能型居宅介護の内容)

第12条 指定看護小規模多機能型居宅介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 介護計画の作成
- (2) 相談、援助等
- (3) 通いサービスに関する内容
  - ①介護サービス（移動、排せつの介助、見守り等）
  - ②健康のチェック
  - ③機能訓練
  - ④入浴サービス
  - ⑤食事サービス
  - ⑥送迎サービス
- (4) 宿泊サービスに関する内容
  - ①介護サービス（移動、排せつの介助、見守り等）
  - ②健康のチェック
  - ③機能訓練
  - ④入浴サービス
  - ⑤食事サービス

⑥送迎サービス

(5) 訪問サービスに関する内容

・介護サービス

①排せつ・食事介助・清拭・体位変換等の身体の介護

②調理・住居の掃除・生活必需品の買い物等の生活の援助

③安否確認

・看護サービス

①病状・障害の観察

②清拭・洗髪等による清潔の保持

③食事及び排せつ等日常生活の世話

④床ずれの予防・処置

⑤ターミナルケア

⑥カテール等の管理

⑦その他医師の指示による医療処置

(介護計画の作成)

第13条 介護支援専門員は、指定看護小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始時に、利用者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせ、他の指定看護小規模多機能型居宅介護従業者との協議の上、援助の目標、当該目的を達成するための具体的なサービス内容を記載した介護計画を作成する。

- 2 介護支援専門員は、それぞれの利用者に応じて作成した介護計画について、利用者及びその家族に対して、その内容について説明し同意を得るものとする。
- 3 介護支援専門員は、介護計画を作成した際には、当該介護計画を利用者に交付するものとする。
- 4 介護計画の作成に当たっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(短期利用居宅介護)

第14条 事業所は、利用者の状況や利用者家族などの事情により、居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に必要と認めた場合に、短期間の指定看護小規模多機能型居宅介護を提供する。

- 2 当該事業所の介護支援専門員が、登録者のサービス提供に支障がないと認めた場合に、7日以内（やむを得ない場合は14日以内）の利用期間を定めるとする。

- 3 利用する場合は、登録者の宿泊者と登録以外の短期利用者の宿泊数合計が、宿泊定員の範囲内で空いている居室の利用とする。

(サービスの取り扱い方針)

第15条 事業者は、可能な限りその居宅において、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援する。

- 2 サービスを提供するに当たっては、利用者的心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。
- 3 事業者は、サービスを提供するに当たって、その介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行う。
- 4 事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業者は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等は行わない。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、介護計画及び居宅サービス内容の評価を見直すことで改善を図ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第16条 通常の事業の実施地域は奈良県吉野郡大淀町の区域とする。

(利用料及びその他の費用)

第17条 指定看護小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第126号)によるものとする。

- 2 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う訪問サービスを提供する場合に要する交通費は、その実費を徴収する。
- 3 食事の提供に要する費用を徴収する。但し特別食は実費とする。
- 4 宿泊に要する費用を徴収する。
- 5 その他、指定看護小規模多機能型居宅介護において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適當と認められるものの実費について徴収する。
- 6 前6項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 7 指定看護小規模多機能型居宅介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 8 費用を変更する場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 9 法定代理受領サービスに該当しない指定看護小規模多機能型居宅介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定看護小規模多機能型居宅介護

の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。

(利用料の変更等)

第18条 事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

## 第7章 留意事項

(サービス利用に当たっての留意事項)

第19条 利用者は指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(食事)

第20条 食事は、特段の事情がない限り事業者が提供する食事を摂取していただく。

(喫煙)

第21条 事業所内は禁煙とする。

(飲酒)

第22条 飲酒は厳禁とする。

(衛生保持)

第23条 利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力する。

(禁止行為)

第24条 利用者は、事業所で次の行為を行ってはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(利用者に関する市町村への通知)

第25条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき

(2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき

## 第8章 従事者の服務規程と質の確保

### (従事者の服務規程)

第26条 従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当っては、協力して事業所の秩序を維持し、常に以下の事項に留意する。

- (1) 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

### (衛生管理)

第27条 従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行う。

- 2 感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講ずる。
- 3 感染症または食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を1月に1回程度、定期的に開催するとともに、指針を整備し、定期的に研修、訓練（シミュレーション）を行い（年2回以上）、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ることとする。

### (従事者の質の確保)

第28条 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1週間以内
- (2) 継続研修 年3回以上

### (個人情報の保護)

第29条 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

- 2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずる。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。

### (差別解消について)

第30条 「障害者差別解消法」（平成28年4月1日施行）に基づき、事業者が障害者に対して不当な差別的取扱いをしないこと、また、社会的障壁を取り除くため

の必要かつ合理的な配慮に努める。尚、事業者が講すべき対応指針については、「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン」に準じるものとする。

#### (身体拘束)

第31条 原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束する。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録する。また、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底する。尚、従業者に対する身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

#### (ハラスメント対策の強化)

第32条 適切な介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

#### (虐待防止に関する事項)

第33条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 虐待を防止するための年1回以上の研修を実施。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

## 第9章 緊急時、非常時の対応

#### (緊急時の対応)

第34条 従業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業者が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により事

故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### (事故発生時の対応)

第35条 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議する。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

#### (非常災害対策)

第36条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

#### (業務継続計画の策定等)

第37条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 第10章 その他

#### (地域との連携)

第38条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を図る等地域との交流に努める。

- 2 事業所は、指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、指定看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。

- 3 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとと

もに当該記録を公表するものとする。

- 4 事業所は、指定看護小規模多機能型居宅介護の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスを提供するよう努める。

(勤務体制等)

第39条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定める。

- 2 利用者に対するサービスの提供は、事業所の従業者によって行います。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。  
3 事業者は、従業者の資質向上のための研修の機会を設ける。

(記録の整備)

第40条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(苦情処理)

第41条 事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講ずる。

- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。  
3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、奈良県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、奈良県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

(掲示)

第42条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(協力医療機関等)

第43条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

- 2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておく。  
3 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

(定めのない事項)

第44条 この規程に定める事項のほか、運営に関する事項は、社会福祉法人総合施設美吉野園理事長が定めるものとする。

## 附 則

この規程は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

利用料金別表（R 7. 3. 1 現在）

➤ 介護保険対象サービスに関する利用料金

（厚生労働大臣の定める介護報酬の告示額の 1 割となります。但し、一定以上の所得の方については、2 割もしくは 3 割となります。）

地域区分は「その他」で 1 単位あたりの単価は 10 円

基本サービス費 同一建物に居住しない場合 (月額料金)

区分	単位数	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
要介護 1 (月額料金)	12,447 単位	124,470 円	12,447 円	24,894 円	37,341 円
要介護 2 (月額料金)	17,415 単位	174,150 円	17,415 円	34,830 円	52,245 円
要介護 3 (月額料金)	24,481 単位	244,810 円	24,481 円	48,962 円	73,443 円
要介護 4 (月額料金)	27,766 単位	277,660 円	27,766 円	55,532 円	83,298 円
要介護 5 (月額料金)	31,408 単位	314,080 円	31,408 円	62,816 円	94,224 円

基本サービス費 同一建物に居住する場合 (月額料金)

区分	単位数	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
要介護 1 (月額料金)	11,214 単位	112,140 円	11,214 円	22,428 円	33,642 円
要介護 2 (月額料金)	15,691 単位	156,910 円	15,691 円	31,382 円	47,073 円
要介護 3 (月額料金)	22,057 単位	220,570 円	22,057 円	44,114 円	66,171 円
要介護 4 (月額料金)	25,017 単位	250,170 円	25,017 円	50,034 円	75,051 円
要介護 5 (月額料金)	28,298 単位	282,980 円	28,298 円	56,596 円	84,894 円

## 基本サービス費 短期利用居宅介護費 (日額料金)

区分	単位数	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
要介護 1 (短期利用 1 日につき)	571 単位	5,710 円	571 円	1,142 円	1,713 円
要介護 2 (短期利用 1 日につき)	638 単位	6,380 円	638 円	1,276 円	1,914 円
要介護 3 (短期利用 1 日につき)	706 単位	7,060 円	706 円	1,412 円	2,118 円
要介護 4 (短期利用 1 日につき)	773 単位	7,730 円	773 円	1,546 円	2,319 円
要介護 5 (短期利用 1 日につき)	839 単位	8,390 円	839 円	1,678 円	2,517 円

## 加算サービス

区分	単位数	費用	備 考	1割負担	2割負担	3割負担
初期加算/1日に つき	30 単位	300 円	登録した日から起算して 30 日以内の期間については 1 日につき加算されます。30 日を超える入院をされた後、再び利用を開始した場合も同様です。	30 円	60 円	90 円
認知症加算 I /1 月につき	920 単位	9,200 円	1. 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が 20 人未満の場合は 1 以上、20 人以上の場合は 1 に、当該対象者の数が 19 を超えて 10 または端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置 2. 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合 3. 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導に係る会議を定期的に開催 4. 認知症介護指導者研修修了者を 1	920 円	1,840 円	2,760 円

			人以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施 5. 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施または実施を予定			
認知症加算Ⅱ /1 月につき	890 単位	8,900 円	1. 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が 20 人未満の場合は 1 以上、20 人以上の場合は 1 に、当該対象者の数が 19 を超えて 10 または端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上配置 2. 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合 3. 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導に係る会議を定期的に開催	890 円	1,780 円	2,670 円
認知症加算Ⅲ /1 月につき	760 単位	7,600 円	日常生活に支障をきたす恐れのある症状・行動が求められることから、介護を必要とする認知症のご利用者（認知症日常生活自立度Ⅲ以上）	760 円	1,520 円	2,280 円
認知症加算Ⅳ /1 月につき	460 単位	4,600 円	要介護 2 に該当し、日常生活に支障をきたす恐れのある症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、周囲の者による注意を必要とする認知症のご利用者（認知症日常生活自立度Ⅱ）	460 円	920 円	1,380 円
<u>短期利用対象</u> 認知症行動・心理 症状緊急対応加 算/1 日につき	200 単位	2,000 円	短期利用居宅介護の場合（7 日まで）医師が、認知症行動・心理症状が認められるため在宅で生活が困難で緊急に利用することを判断した場合（認知症加算（Ⅱ）の対象者）	200 円	400 円	600 円
口腔・栄養スクリ ーニング 加 算	20 単位	200 円	利用開始時および利用中 6 ヶ月ごとにご利用者の口腔の健康状態かつ	20 円	40 円	60 円

(I) /1回につき			栄養状態について確認を行い、その情報を担当ケアマネージャーへ提供。口腔状態の低下リスクがある場合、または低栄養状態の場合は、それら改善に必要な情報を含む。 (*栄養アセスメント加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算との併算定不可)			
口腔・栄養スクリーニング加算 (II) /1回につき	5 単位	50 円	利用開始時および利用中6ヶ月ごとにご利用者の口腔の健康状態または栄養状態について確認を行い、その情報を担当ケアマネージャーへ提供。口腔状態の低下リスクがある場合、または低栄養状態の場合は、それら改善に必要な情報を含む。 (*栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定して加算(I)を算定できない場合にのみ算定可)	5 円	10 円	15 円
口腔機能向上加算(I)/1回につき	150 単位	1,500 円	1. 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1人以上配置 2. ご利用者の口腔機能を開始時に把握し言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同してご利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成 3. 指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員が口腔機能向上サービスを行うとともに口腔機能を定期的に記録 4. 指導計画の進捗状況を定期的に評価 (3ヶ月以内、月2回を限度)	150 円	300 円	450 円
口腔機能向上加算(II)/1回につき	160 単位	1,600 円	1. (I)の算定を満たしており 2. ご利用者ごとの口腔機能改善指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施	160 円	320 円	480 円

			にあたり当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用			
栄養アセスメント加算/1ヶ月につき	50 単位	500 円	1. 管理栄養士を1名以上配置 2. ご利用者ごとに管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同して栄養アセスメントを実施し、ご利用者又はご家族へその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応 3. ご利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施にあたり当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施に必要な情報を活用 (*口腔・栄養スクリーニング加算(I)及び栄養改善加算との併加算は不可)	50 円	100 円	150 円
栄養改善加算/月2回限度	200 単位	2,000 円	1. 管理栄養士を1名以上配置 2. ご利用者の栄養状態を開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同してご利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成する 3. 栄養ケア計画に従い、必要に応じてご利用者宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行うとともに、ご利用者の栄養状態を定期的に記録する 4. 栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価する (3ヶ月以内、月2回を限度)	200 円	400 円	600 円
排せつ支援加算(I)/1ヶ月につき	10 単位	100 円	1. ご利用者ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて医師又は医師と連携した看護師が利用時に評価するとともに、6ヶ月に1回以上、評価を行い、その結果等の情報を厚	10 円	20 円	30 円

			<p>生労働省に提出し、排せつ支援の実施にあたり当該事情その他排せつ支援の適正かつ有効な実施に必要な情報を活用する</p> <p>2.1 の評価の結果、排せつに介護を要する利用者で、適切な対応を行うことで要介護状態の軽減が見込まれる者について医師、看護師、ケアマネージャー等が共同して、当該利用者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施する</p> <p>3.1 の評価に基づき、3ヶ月に1回以上、ご利用者ごとに支援計画を見直す</p>			
排せつ支援加算 (II) /1月につき	15 単位	150 円	<p>1. (I) を満たす</p> <p>2. (I) 1 の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、利用時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない。又はオムツ使用ありから使用なしに改善していること</p>	15 円	30 円	45 円
排せつ支援加算 (III) /1月につき	20 単位	200 円	<p>1. (I) を満たす</p> <p>2. (I) 1 の評価の結果、要介護状態の軽減が見込まれる者について、利用時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない。かつ、オムツ使用ありから使用なしに改善していること</p>	20 円	40 円	60 円
若年性認知症利 用者受入加算/1 月につき	800 単位	8,000 円	若年性認知症の方を受け入れた場合の加算。ただし認知症加算を算定している場合は算定しない	800 円	1,600 円	2,400 円
遠隔死亡診断補 助加算	150 単位	1,500 円	情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、医科診療報酬点数表の区分番号	150 円	300 円	450 円

			C001 の注 8 (医科診療報酬点数表の区分番号 C001-2 の注 6 の規定により準用する場合 (特定施設入居者生活介護事業者の指定を受けている有料老人ホームその他これに準ずる施設が算定する場合を除く) を含む) に規定する死亡診断加算を算定する利用者 (別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に限る)について、その他主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合			
ターミナルケア 加算/死亡月	2,500 単位	25,000 円	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合  (ご利用者の同意が必要)	2,500 円	5,000 円	7,500 円
退院時共同指導 加算/1回につき	600 単位	6,000 円	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中のご利用者が、退院又は退所するにあたり共同指導を行った後、当該者の退院又は退所後初回の訪問看護を行った場合	600 円	1,200 円	1,800 円
緊急時対応加算/ 1月につき	774 単位	7,740 円	ご利用者の同意を得て、ご利用者またはそのご家族等に対して当該基準により 24 時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問および計画的に宿泊することとなっていない緊急時における宿泊を必要に応じて行う体制にある場合	774 円	1,548 円	2,322 円
特別管理加算 (I) /1月につき	500 単位	5,000 円	特別な管理を必要とするご利用者に対して計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める区分に応じて算定	500 円	1,000 円	1,500 円
特別管理加算 (II) /1月につき	250 単位	2,500 円	特別な管理を必要とするご利用者に対して計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める区分に	250 円	500 円	750 円

			応じて算定			
専門管理加算	250 単位	2,500 円	<p>緩和ケア、褥瘡ケアまたは人工肛門ケアおよび人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法を行っているご利用者</li> <li>・真皮を超える褥瘡の状態にあるご利用者</li> <li>・人工肛門または人工膀胱を造設している者で管理が困難なご利用者</li> </ul> <p>特定行為研修を修了した看護師</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・診療報酬における手順書加算を算定するご利用者</li> </ul> <p>※対象の特定行為：気管カニューレの交換、胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換、膀胱ろうカテーテルの交換、褥瘡または慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去、創傷に対する陰圧閉鎖療法、持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整、脱水症状に対する輸液による補正</p>	250 円	500 円	750 円
看護体制強化加算（Ⅰ）/1月につき	3,000 単位	30,000 円	ご利用者の重症化を踏まえた看護体制をとっている場合の加算	3,000 円	6,000 円	9,000 円
看護体制強化加算（Ⅱ）/1月につき	2,500 単位	25,000 円	ご利用者重症化を踏まえた看護体制をとっている場合の加算	2,500 円	5,000 円	7,500 円
訪問体制強化加算/1月につき	1,000 単位	10,000 円	自宅における生活を維持するための訪問介護サービス体制を強化した場合	1,000 円	2,000 円	3,000 円
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）/1月につき	3 単位	30 円	1. ご利用者ごとに褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、利用時に評価するとともに、3ヶ月に1回、評価を行い結果等の情報を厚生労	3 円	6 円	9 円

			<p>働く省に提出し、褥瘡管理の実施にあたり当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施に必要な情報を活用する</p> <p>2. 1 の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされたご利用者ごとに医師、看護師、介護職員、管理栄養士、ケアマネージャーその他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成する</p> <p>3. ご利用者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容やご利用者の状態を定期的に記録している</p> <p>4. 1 の評価に基づき少なくとも 3 ヶ月に 1 回以上、ご利用者ごとに褥瘡ケア計画を見直している</p>		
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)/1 月につき	13 単位	130 円	<p>1. ( I ) を満たしている</p> <p>2. ( I ) 1 の評価の結果、利用時に褥瘡が発生するリスクがあるとされたご利用者について褥瘡の発生のないこと</p>	13 円	26 円
総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) /1 月につき	1, 200 単位	12, 000 円	<p>1. 個別サービス計画について、ご利用者の心身の状況やご家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員（計画作成責任者）や看護職員等の多職種協働により、隨時適切に見直しを行っている</p> <p>2. ご利用者の地域における多様な活動が確保されるように、日常的に地域住民等との交流を図り、ご利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加している</p> <p>3. 地域の病院、診療所、介護老人保健施設に対し、事業所が提供するとのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っている</p> <p>4. 日常的にご利用者と関わりのあ</p>	1, 200 円	2, 400 円

			<p>る地域住民等の相談に対応する体制を確保している</p> <p>5. 必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している</p> <p>6. 以下のうち、要件を事業所ごとの特性に応じて 1 つ以上実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民等との連携により地域資源を効果的に活用し、ご利用者の状態に応じた支援を行っている</li> <li>・障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっている</li> <li>・地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施している</li> <li>・市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加している</li> </ul>			
総合マネジメント体制強化加算 (II) /1 月につき	800 単位	8,000 円	<p>1. 個別サービス計画について、ご利用者の心身の状況やご家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員（計画作成責任者）や看護職員等の多職種協働により、隨時適切に見直しを行っている</p> <p>2. ご利用者の地域における多様な活動が確保されるように、日常的に地域住民等との交流を図り、ご利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加している</p> <p>3. 地域の病院、診療所、介護老人保健施設等に対し、事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っている</p>	800 円	1,600 円	2,400 円

科学的介護推進体制加算/1月につき	40 単位	400 円	ご利用者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出 必要に応じて介護計画を見直すなど、サービス提供にあたり上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用する	40 円	80 円	120 円
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）/1月につき	100 単位	1,000 円	1. (Ⅱ) の要件を満たし、(Ⅱ) のデータにより業務改善の取組による成果が確認 2. 見守り機器等のテクノロジーを複数導入している 3. 職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っている 4. 1 年以内ごとに 1 回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行う	100 円	200 円	300 円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）/1月につき	10 単位	100 円	1. ご利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている 2. 見守り機器等のテクノロジーを 1 つ以上導入している 3. 1 年以内ごとに 1 回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行う	10 円	20 円	30 円
<u>短期利用対象</u> 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）/1月につき	100 単位	1,000 円	1. (Ⅱ) の要件を満たし、(Ⅱ) のデータにより業務改善の取組による成果が確認 2. 見守り機器等のテクノロジーを複数導入している	100 円	200 円	300 円

			<p>3. 職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っている</p> <p>4. 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行う</p>			
短期利用対象 生産性向上推進体制加算（II）/1月につき	10 単位	100 円	<p>1. ご利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている</p> <p>2. 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している</p> <p>3. 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行う</p>	10 円	20 円	30 円
サービス提供体制強化加算 I /1月につき	750 単位	7,500 円	<p>1. 従事者ごとに研修計画の作成と実施</p> <p>2. ご利用者の情報または従事者の技術指導を目的の定期的な会議が実施されていること</p> <p>3. 看護職を除く従業者総数のうち介護福祉士が 70%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士が 25%配置されていること</p>	750 円	1,500 円	2,250 円
サービス提供体制強化加算 II /1月につき	640 単位	6,400 円	<p>上記、1・2を満たしていること 看護職を除く従業者総数のうち介護福祉士が 50%以上配置されていること</p>	640 円	1,280 円	1,920 円
サービス提供体制強化加算 III /1月につき	350 単位	3,500 円	<p>上記、1・2を満たしていること 看護職を除く従業者総数のうち介護福祉士が 40%以上配置されていること。又は、従業者総数のうち常勤職員が 60%以上配置されていること。又は、従業者総数のうち勤続</p>	350 円	700 円	1,050 円

			7年以上の者が 30%以上配置されていること。			
<u>短期利用対象</u> サービス提供体制強化加算 I /1 日につき	25 単位	250 円	1. 従事者ごとに研修計画の作成と実施 2. ご利用者の情報または従事者の技術指導を目的の定期的な会議が実施されていること 3. 看護職を除く従業者総数のうち介護福祉士が 70%以上、又は勤続10 年以上の介護福祉士が 25%配置されていること	25 円	50 円	75 円
<u>短期利用対象</u> サービス提供体制強化加算 II /1 日につき	21 単位	210 円	上記、1・2 を満たしていること 看護職を除く従業者総数のうち介護福祉士が 50%以上配置されていること	21 円	42 円	63 円
<u>短期利用対象</u> サービス提供体制強化加算 III /1 日につき	12 単位	120 円	上記、1・2 を満たしていること 看護職を除く従業者総数のうち介護福祉士が 40%以上配置されていること。又は、従業者総数のうち常勤職員が 60%以上配置されていること。又は、従業者総数のうち勤続7 年以上の者が 30%以上配置されていること。	12 円	24 円	36 円

※加算は利用者毎に提供するサービスの内容や事業所の職員配置等により異なります。

※どの加算を提供するかについては個別に説明させて頂きます。

介護職員等処遇改善加算（I）	所定単位数に 14.9% を乗じた単位数
----------------	----------------------

※所定単位数・・・1 ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

※介護職員処遇改善加算・・・介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組を行う事業所に認められている加算です。

※介護職員等特定処遇改善加算・・・2019 年 10 月から消費税引上げに伴い処遇改善のための特定処遇改善交付金が新設されました。

※介護職員等ベースアップ等支援加算・・・2022 年 10 月から介護職員等の処遇を改善するために新設された加算です。

※介護職員等処遇改善加算・・・デフレ完全脱却のための総合経済対策に基づき賃上げ効果が継続される取り組みです。

#### 介護保険適用料金の自己負担額

※1 ケ月に利用されたサービスの単価数の合計（処遇改善加算等を含む）に地域区分単価を乗じた金額が介護保険サービスの利用料金で、利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担金になります。1 ケ月の単位数の合計に地域区分単価（10 円）を乗じて計算するため、サービス毎に自己負担額を足した金額とは、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額と差額が生じることがあります。

**減算（上記以外に一定の要件が満たされた場合、下記料金を減算します。）**

区分	要介護度	単位数	1割負担	2割負担	3割負担
訪問看護体制減算 算定日の前3ヶ月間において、当該事業所における利用者総数のうち、主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者の占める割合が30%未満、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合30%未満、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が5%未満のすべてに該当する場合/1月につき	要介護1・2・3	925 単位	925 円	1,850 円	2,775 円
	要介護4	1,850 単位	1,850 円	3,700 円	5,550 円
	要介護5	2,914 単位	2,914 円	5,828 円	8,742 円
末期の悪性腫瘍やその他“別に厚生労働大臣が定める疾病等”で主治医より医療の訪問看護を行う必要がある指示がある場合/1月につき	要介護1・2・3	925 単位	925 円	1,850 円	2,775 円
	要介護4	1,850 単位	1,850 円	3,700 円	5,550 円
	要介護5	2,914 単位	2,914 円	5,828 円	8,742 円
主治医よりご利用者の健康状態が急性増悪などにより一時的に頻回の訪問看護を行う必要である旨の特別の指示がある場合/1日につき(最大14日を上限とする当該指示の日数)	要介護1・2・3	30 単位	30 円	60 円	90 円
	要介護4	60 単位	60 円	120 円	180 円
	要介護5	95 単位	95 円	190 円	285 円

## ➤ 介護保険対象外サービスに関する利用料金

◇ 朝食代 470 円 昼食代 590 円 夕食代 590 円

※食事負担限度額認定の対象外です。

### 特別な食事

要した費用は一般の食事に対する追加的費用の実費をいただきます。

◇ レクリエーション・クラブ活動料金

要した費用の実費

◇ 複写物の交付

1枚につき 10 円

◇ 送迎料金（居宅介護の送迎・訪問サービス等）

(単位：円)

距離 (km以下)	大淀町内	5 km	10 km	15 km	20 km
金額	無料	150	300	450	600

(20 kmを超えた場合は、5 km毎に 150 円加算)

◇ おむつ代

おむつ代	リハビリパンツ	パット
1枚 100 円	1枚 100 円	1枚 50 円

◇ 宿泊代

宿泊代に要する費用 1泊 5,000 円

※但し、特別室を利用する場合は 1日 6,000 円とする。

◇ 理容・美容サービス

(単位：円)

	カット・ブロー	パーマ	毛染め
涌本理髪店	1,500	4,000 (カット・ブロー付)	3,000 (シャンプー・ブロー付)
さんばつ屋さだ	1,650	4,300 (シャンプー・ブロー付)	3,300 (シャンプー・ブロー付)
ハートクリップ	2,200	4,000 (シャンプー・ブロー付)	4,000 (シャンプー・ブロー付)

ビューティサロンホープ <sup>®</sup>	2,200	3,000(カット・ブロー付)	3,000(シャンプー・ブロー付)
	洗髪	ヘアーマニキュア	顔剃り
涌本理髪店	500	3,000(シャンプー・ブロー付)	500
さんばつ屋さだ	500	3,300(シャンプー・ブロー付)	500
ハートクリップ <sup>®</sup>	600		600
ビューティサロンホープ <sup>®</sup>	500		

◇ 口腔ケアタオル

1日あたり 10 円
------------

◇ 私物の洗濯代

要した費用の実費
----------

◇ 日常生活上の必要となる諸費用

歯ブラシ	歯みがき粉	ポリデント(108錠)	ストロー(100本)
100	280	1,000	110
ティッシュ	うがい薬	サージカルマスク	
110	実費	400	

◇ 電気器具にかかる電気料金

要した費用の実費
----------

※費用内訳は別紙「使用許可願」の通り